

## 八王子市管理職人事評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 管理職の人事評価に関し、その適正を期するため、八王子市管理職人事評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、部長職が実施した管理職の人事評価を補正する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(1) 委員長には総務部長の職にある者をもって充てる。

(2) 委員には、都市戦略部長、総合経営部長、財政部長及び都市計画部長の職にある者をもって充てる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(招集)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月17日決裁)

この要綱は、平成29年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。